

中期収納対策基本方針

(平成 27 年度～平成 29 年度)

札幌市国保特別収納対策本部

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	具体的取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4	全市の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5	各区の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6	各区における進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
7	その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

1 はじめに

札幌市国保では、保険サービス員制度の導入や、財産調査・滞納処分の徹底などにより、収納対策の強化を図ってきた。その結果、収納率は毎年向上し、平成 25 年度の現年分収納率は 91.17%に達している。

しかしながら、依然として、現年分約 38 億円、滞納繰越分約 52 億円の滞納があり、不納欠損額も約 29 億円という状況にあることから、制度安定運営のための財源確保や、制度への信頼性維持に向けた公平性の確保のため、今後も収納率の向上を目指していく必要がある。

また、平成 30 年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県になるなどの制度改正が予定されており、保険料の収納対策をより一層推進していくことが求められてくる。

そこで、こうした制度改正も見据え、中期的な視野に立ち、計画的に収納対策を進めていくため、以下のとおり、平成 27 年度～平成 29 年度までの 3 年の収納対策基本方針を定める。

2 重点項目

(1) 滞納の未然防止

- 滞納整理の中心はすでに発生している滞納を整理していくことであるが、新たに発生する滞納を未然に防止しなければ滞納額は増加し、結果として滞納整理を推進しても滞納額は減少しないことになる。そこで、口座振替の加入促進や納期限の遵守などにより、滞納の未然防止を徹底していく。

(2) 現年分の年度内完納の徹底

- 現年分は、所得減少等の事由により納付が困難となった場合には、減免制度により状況に応じた賦課に変更されるため、特別な事情がある場合を除いては、年度内に納付してもらわなければならない。そこで、早期解消の徹底や折衝機会の確保などにより、現年分の年度内完納を徹底していく。

(3) 滞納繰越分の滞納整理の徹底

- 滞納の長期化や単純時効による不納欠損を防ぐため、滞納繰越分の滞納整理を徹底していく必要がある。そこで、滞納解消資力を的確に見極め、自主納付、差押、処分停止のいずれかの手法で、いつまでに滞納解消とするか明確に判断することにより、滞納繰越分の滞納整理を徹底していく。

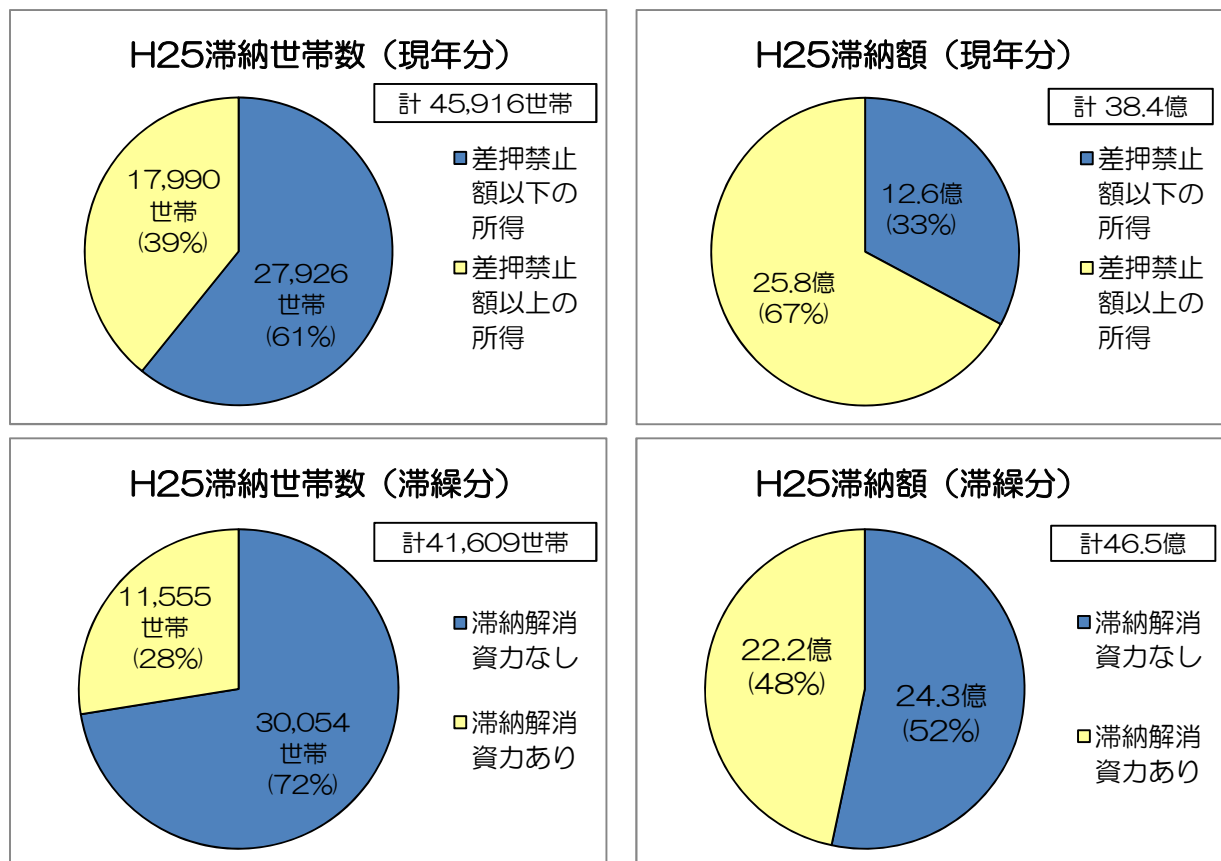
3 具体的取組内容

- 滞納の未然防止、年度内完納の徹底（現年分）、滞納整理の徹底（滞納繰越分）の重点項目を踏まえ、下表のとおり、対象ごとに手段や役割分担を明確にし、効率的・効果的に取り組むこととする。

重点項目	取組	対象	手段	主な担当		
				保	滞	サ
1 滞納の未然防止	①口座振替の加入促進	新規加入世帯	説明	○		
		滞納解消世帯	勧奨		○	○
	②納期限遵守の徹底	新規加入世帯	説明	○		
		滞納解消世帯	勧奨		○	○
2 年度内完納の徹底 （現年分）	①早期解消の徹底	初期滞納世帯 （1期分のみ）	催告			○
	②折衝機会の確保	継続滞納世帯 （2期分以上）	訪問、電話、文書、短期証		○	○
	③資力の見極め		生活状況調査、財産調査		○	○
	④資力に応じた対応	資力あり	催告、納付管理、滞納処分		○	○
		資力なし	催告、納付管理			○
3 滞納整理の徹底 （滞繰分）	①折衝機会の確保	滞納全世界帯	訪問、電話、文書、資格書		○	○
	②資力の見極め		生活状況調査、財産調査		○	○
	③資力に応じた対応	資力あり	催告、納付管理、滞納処分		○	○
		資力なし	催告、納付管理、処分停止		○	○

保：保険係職員、滞：滞納整理職員、サ：保険サービス員

- また、平成 25 年度決算における現年分、滞納繰越分の滞納世帯・滞納額の状況は、以下のとおりである。



- 現年分における「差押禁止額以上の所得」世帯、滞繰分における「滞納解消資力あり」については、滞納処分による強制徴収も可能な世帯であるため、最終的には収納率 100%に持っていくことが可能である。
- 一方で、現年における「差押禁止額以下の所得」世帯、滞繰における「滞納解消資力なし」世帯については、それが難しいため、現年分については地道に徴収努力を行い、滞繰分については地道な徴収努力のほか、状況により処分停止を行うなどして滞納解消させる必要がある。

4 全市の目標

- 札幌市はここ数年収納率を伸ばし続けており、平成 25 年度決算においては、現年分収納率が 91%を超える状況となった。
しかしながら、前記グラフでも示したように、まだまだ収納対策を推進し、収納率向上を図ることは可能と考えられる。
- 他政令指定都市の状況を見てみると、現在収納率が最も高いのは、名古屋市であり、現年分収納率は 95.55%となっている。この名古屋市においても、収納率が頭打ちになっているわけではなく、年々収納率が向上している状況にある。
- 財政基盤や地域性の違いはあるものの、札幌市においても現在の名古屋市の収納率程度まで収納率を向上させることは可能であると思われる。
それを踏まえ、本基本方針の対象期間（平成 27 年度～平成 29 年度）の目標を、以下のとおりとする。
将来的には、名古屋市と同程度の収納率を目指していく。

【現年（全体）分収納率】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収納率	91.17%	91.7%(仮)	92.2%	92.7%	93.2%

※ 収納率＝実収納額／（調定額－居所不明額）

【滞納額（現滞合計の収入未済額）の圧縮】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
合計	91 億円	80 億円(仮)	70 億円	60 億円	50 億円

5 各区の目標

- 区の目標収納率は、毎年度、全市目標収納率を達成できるように本庁と各区で調整して決める。
- 各区では、目標を達成するため、年間計画・月間計画を策定するなど、効果的・効率的に滞納整理に取り組んでいく。なお、滞納整理職員と保険サービス員の連携が重要であることから、滞納整理職員だけでなく、保険サービス員を含めた滞納整理に取り組むこと。
- 目標管理にあたって、定期的なヒアリング（本庁と各区の協議）を行う。
 - ・ 当初ヒア（7月頃）：各区と目標等を協議、確定
 - ・ 中間ヒア（翌年1月頃）：進捗状況を確認、改善策を協議
 - ・ 期末ヒア（翌年7月頃）：達成状況を確認、改善策を協議

6 各区における進捗管理

- 収納対策を効果的に進めていくためには、個々の滞納整理職員や保険サービス員等の努力が重要であることはもちろんだが、組織として進捗管理を徹底していくことも重要である。管理監督者は、特に以下の点に留意して進捗管理を行っていく。
- 基本方針や重点項目に基づく事務処理が適切に行われているかチェックを徹底する。
 - ⇒ 分割約束等の決裁時において、生活状況や財産状況の確認が適切に行われているか、その上で基本方針等に見合った対応が行われているか確認を徹底する。適切な対応が行われていない場合には、改善を行うよう指導する。
- 毎月3者（4者）ミーティングを行うなど、各地区の滞納整理の進捗状況を確認し、管理を徹底する。
 - ⇒ 進捗状況が芳しくない場合には、具体的な原因を究明し、改善すべきことを具体的に指示する。

7 その他の取組

(1) 保険サービス員制度

平成 18 年度に保険サービス員制度がスタートし、収納率の向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、制度開始から長期間を経過し、滞納世帯の減に伴う業務量の減少、業務フローの形骸化、平均報酬の上昇や報酬の格差の発生などの課題が生じているため、平成 29 年度に向けて、業務・人員・報酬について抜本的な見直しを行っていく。

(2) 研修の充実強化

収納対策の強化にあたっては、各区収納係の職員や保険サービス員のスキルアップが欠かせない。今後は、経験年数や時機をとらえたテーマにに応じて体系的なカリキュラムを組むなど、より一層、研修の充実強化を図っていく。

(3) 情報共有の徹底

収納対策の強化にあたっては、各区内での情報共有とともに、本庁と各区との情報共有が重要である。各区においては、日々の打合せや定例会議などを活用してコミュニケーションを深めるとともに、本庁と各区においては、ヒアリングや定例会議などを活用し、より一層、情報共有を徹底していく。

(4) 調査研究の推進

他都市においては、収納業務の民間委託やコンビニ収納、新たな処分対象財産の発掘などを行って成果を上げている事例がある。今後は、こうした事例を参考に、効率的かつ効果的な収納対策の手法について、積極的に調査研究を行っていく。